

新発田市省エネルギー診断支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、地球温暖化対策を推進するため、市内事業者から排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、環境負荷を低減し、並びに事業者の生産性向上及びコスト削減による持続可能な脱炭素経営を支援するため、省エネルギー診断を実施した中小企業者等に対して、予算の範囲内で新発田市省エネルギー診断支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次に掲げる事業者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人及び農事組合法人

エ 農業者、林業者、漁業者、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合及び生産森林組合

(2) 主たる事業所 本社又は事業活動の拠点をいう。

(3) 省エネ診断事業 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断、ステップアップ診断又は経済産業省の地域プラットフォーム構築事業で採択された省エネルギー支援団体が実施する省エネ診断（ウ

オークスルー診断、IT診断又は伴走支援)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を申請する年度に省エネ診断事業を実施した中小企業等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 市内に主たる事業所を有していること。
- (3) 新発田市暴力団排除条例(平成24年新発田市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、省エネ診断事業の実施に要した費用とする。

- 2 ただし、消費税、地方消費税、印紙税等の税金及び口座振替手数料は、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、10,000円を上限とする。

- 2 補助金の交付は、1事業者につき同一年度において1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、省エネ診断事業の終了後に新発田市省エネルギー診断支援事業補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ診断事業の領収書の写し又は省エネ診断事業の請求書及びその請求金額に対する支払いが確認できる明細書の写し
- (2) 省エネ診断事業で発行される報告書の写し

- (3) 市税の納税証明書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、交付すると決定したときは新発田市省エネルギー診断補助金支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書（別記第2号様式）により、交付しないと決定したときは新発田市省エネルギー診断支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、新発田市省エネルギー診断支援事業補助金取消通知書（別記第4号様式）を交付することにより、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 新発田市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (3) 省エネ診断事業に不正行為があったとき。
- (4) その他市長が補助金の目的に違反すると認めたとき。

2 前項に規定する場合において、市長は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(協力の要請)

第9条 市長は、補助決定者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他ゼロカーボンシティの推進のための事業の協力を要請することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。